

喀痰吸引等研修機関の登録申請手続について

1 喀痰吸引等研修をするには

喀痰吸引等の研修（以下「研修」という。）を実施するには、都道府県知事から登録研修機関としての登録を受ける必要がある。

2 研修のカリキュラム

研修の課程およびカリキュラム等については、次のとおりとする。

(1) 対象者および実地研修において修得する特定行為別の研修課程

研修課程	対 象 者	実施できる行為 (実地研修の範囲)
第1号 研 修	不特定多数の者	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻
第2号 研 修		喀痰吸引：口腔内・鼻腔内 経管栄養：胃ろう又は腸ろう
第3号 研 修	特定の者（利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が重視されるケースに対応するもので、具体的には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている療養患者や障害者が「特定の者」に該当。）	以下のうち特定の者に対して実地研修を修了したもの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻

(2) カリキュラム

① 第1号研修

1 基本研修

（講義）

科 目	実務科目	時間数
人間と社会		1. 5
保健医療制度とチーム医療		2
安全な療養生活	○	4
清潔保持と感染予防	○	2. 5
健康状態の把握	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	1 1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	1 0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8
合 計		5 0

（演習）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

2 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

② 第2号研修

1 基本研修

(講義)

科 目	実務科目	時間数
人間と社会		1. 5
保健医療制度とチーム医療		2
安全な療養生活	○	4
清潔保持と感染予防	○	2. 5
健康状態の把握	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	1 1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	1 0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8
合 計		5 0

(演習)

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

2 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上

③ 第3号研修

1 基本研修

科 目	実務科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義		2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	○	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	○	
喀痰吸引等に関する演習	○	1
合 計		9

2 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

3 登録研修機関としての登録基準

次の登録基準のすべてを満たしていること。

(1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について研修を実施すること。

- ① 上記2(2)①および②のカリキュラムのうち、実地研修について、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関へ委託することは可能であるが、基本研修および実地研修の全てを委託することは認めない。
- ② ①の場合においては、研修の具体的な実施方法を示し、委託先から実施機関としての承諾書を徴取すること。
- ③ 上記2(2)のカリキュラムのうち、基本研修の講義については、集合的な研修で差し支えないが、演習については、少人数（5人程度）のグループを編成して実施すること。

(2) 喀痰吸引等に関する実務科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師で、以下の①または②の指導者研修を修了した者が、研修課程に応じて講師となること。

- ① 第1号研修および第2号研修
 - ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - イ 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - ウ 「平成24年度喀痰吸引等指導者講習（第1号、第2号研修指導者分）の開催について」（平成24年5月18日 社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - エ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ② 第3号研修
 - ア 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師
- ③ 上記2(2)①および②のカリキュラムのうち、演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として研修に携わることは差し支えないこと。（平成24年7月2日社援発0702第8号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- ④ なお、講師については、雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

(3) 研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして以下の基準に適合するものであること。

- ① 講師の数は、受講者の人数を勘案して十分な数を確保すること。

※研修の実施においては、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう必要な講師数を確保すること。

※演習については少人数のグループ（5人程度）を編成し、各グループに1名以上の講師を配置できるよう必要な人数を確保すること。

- ② 研修会場は、1回あたりの研修定員に見合う広さを確保すること。

※演習を行う会場は、研修に必要な機械器具を配置し、少人数のグループを編成して実施できる広さの会場を確保すること。

- ③ 研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

※機械器具、模型等の品名及び数量等については、下記を参照すること。

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし分解数は問わない。（第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。）

※備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

- ④ 研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

※経理の基礎として以下の事項について留意すること。

- ・当該研修の経理が他と区分して整理されていること。
- ・会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ・料金については適当な額とすること。
- ・料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。

- ⑤ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。

※演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。

- ⑥ 研修課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所、受講開始年月日、及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。

※第3号研修の修了者については、対象者の氏名（特定の者）および実地研修を行った特定行為の種別をあわせて記載すること。

※基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても、当該研修修了者一覧表において管理すること。

- ⑦ 研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に（少なくとも年1回以上）滋賀県知事に提出すること。（別紙2「喀痰吸引等研修実施結果報告書」）

4 研修実施基準（喀痰吸引等研修の実施に係る義務）

登録研修機関は、公正に、かつ、登録基準（3を参照）及び以下の実施基準に適合する方法により研修を行わなければならない。

- (1) 研修の内容は、2(2)の各カリキュラムの時間数や回数以上であること。

実施基準

ア 登録研修機関において、当該規定の内容以上の基準を設けて研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。

イ 演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

(2) 研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、当該研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

～研修段階毎の修得審査～

ア 第1号第2号研修については、基本研修の(1)講義修了段階、(2)演習修了段階、(3)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

イ 第3号研修については、(1)基本研修（講義及び演習）の修了段階、(2)実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

※ 具体的な研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。

(3) 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、研修を修了したことを証する書類を交付すること。

修了証明書の交付

※ 修了証明書には、修了証番号、氏名、生年月日、修了した研修課程、修了した研修段階、実地研修を修了した行為、発行年月日を記載し、登録研修機関番号、登録研修機関名を明記した上で、研修機関を設置している法人の代表者名（個人の場合はその氏名）により発行すること。

※ 第3号研修の修了証明書には、上記の他に、対象者の氏名を明記すること。

(4) 研修の一部履修免除

当該研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

① 第1号研修及び第2号研修

ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
⇒（履修の範囲）基本研修

イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修

（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

- オ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

② 第 3 号研修

- ア 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者
⇒（履修の範囲）基本研修
- イ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
⇒（履修の範囲）基本研修
- ウ 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日 医政発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者
⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- エ 「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者
⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者
⇒（履修の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）
- カ 第 3 号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合
⇒（履修の範囲）基本研修
※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい。

(5) 実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが適当である。

※実地研修指導講師は、医師・保健師・助産師・看護師で上記 3 (2) ①および②の指導者講習等を修了した者であること。

※実地研修を実施する際には、登録研修機関が自ら実施する場合、または委託する場合、いずれの場合においても、喀痰吸引等研修実施委員会で事務規定等の取り決めを策定すること。

※委託先の選定にあたっては、以下の選定基準を参考とし、適切に行うこと。

- ア 実地研修指導講師である医師・保健師・助産師・看護師との連携ならびに役割分担による確かな医学的管理および安全管理体制が確保できること。

イ 上記アの管理体制の下、以下の内容に関する規程の整備がされているなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

- ・ 実地研修における書面による医師の指示
- ・ 実地研修協力者である利用者、または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下、「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続きの確保を含む。）
- ・ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録および保存等を含む。）
- ・ 実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）

ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

5 研修実施にあたっての留意点

(1) 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成 24 年 3 月 30 日社援発第 0330 第 43 号）に基づき実施すること。

※第三号研修にあたっては、当要綱に記載のない事項については、県が毎年度定める「滋賀県喀痰吸引等第 3 号研修開催要項」に準ずるものとする。

(2) 研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施すること。

(3) 認定特定行為業務従事者登録および登録特定行為業務事業者（登録喀痰吸引等事業者）登録について、必ず受講者に説明を行うこと。

6 登録研修機関の登録申請に必要な書類

① 登録研修機関 登録申請書（様式第 10 号）

② 設置者に関する書類

ア 設置者が法人である場合

■ 法人の定款または寄付行為

■ 登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」の原本に限る、現在事項証明書は不可）

イ 設置者が個人である場合

■ 住民票の写し（住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後 3 ヶ月以内のもの）

③ 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第 7 条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第 10 号の 2）

④ 登録研修機関 登録適合書類（様式第 10 号の 3）

⑤ 登録基準に適合することを証する書類

	書類の記載内容・留意点	適合要件
1	<u>業務規程</u> （研修実施内容を盛り込むとともに、別途カリキュラム表および講師一覧表（担当科目別）を添付すること）	1、3① 3④
2	<u>講師履歴書</u> （講師ごとに作成し、有資格者は免許証の写しを添付すること）	2、3④
3	<u>備品一覧表</u> および <u>図書目録</u> （喀痰吸引等研修に関するもののみで可）	3②
4	<u>研修事業に係る収支予算および財務計画</u>	3③
5	<u>修了者名簿保管に係るマニュアル等</u>	3⑤
6	<u>修了者名簿管理簿様式</u> （年度ごとに作成し、滋賀県に提出すること）	3⑥

※ その他関連する資料があれば提出のこと

⑥ 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料とともに実施機関承諾書

7 業務規程について

- (1) 登録研修機関は、研修の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、研修の業務の開始前に、滋賀県知事に届け出なければならない。変更しようとするときも同様。
- (2) 業務規程は当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めなければならない。
- (3) 業務規程の記載内容
【法令上の必須項目】
 - ア 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項（研修実施要綱に定めるとおり）
 - イ 安全管理のための体制に関する事項
 - ウ 料金に関する事項
 - エ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - オ 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
 - カ その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項
 - ・ 研修事業名
 - ・ 研修目的
 - ・ 実施する研修課程
 - ・ 研修講師氏名一覧
 - ・ 実地研修実施先一覧
 - ・ 研修修了の認定方法
 - ・ 受講資格 等

※ なお、登録研修機関における研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意すること。

8 事前協議および登録申請窓口

※第1号、第2号研修の方は

滋賀県健康福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
電話：077-528-3597（直通）

※第3号研修の方は

滋賀県健康福祉部 障害福祉課 精神・障害保健福祉係
電話：077-528-3543（直通）

9 登録申請の方法

- 6 登録研修機関の登録申請に必要な書類をすべてそろえ、**事業開始予定日のひと月前までに**、
- 8 事前協議及び登録申請窓口へ電話予約のうえ持参すること

10 その他の手続

- (1) 登録の更新
下記の①から⑧までの書類をすべてそろえ、**更新期限のひと月前までに**、「5年ごと」に提出すること。更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失う。
 - ① 登録研修機関 登録更新申請書（様式第11号）
 - ② 業務規定
 - ③ カリキュラム表

- ④ 講師毎の講師履歴書および講師の資格証（医師、看護師等の免許証、および医療的ケア教員講習会修了証等）
- ⑤ 科目別講師一覧表
- ⑥ 備品一覧表
- ⑦ 図書目録
- ⑧ 実地研修の一部を委託する場合、当該研修期間に関する資料および実施機関承諾書

(2) 登録の変更

登録研修機関変更登録届出書（様式第 12 号） および変更内容が分かる書類を、「あらかじめ」提出すること。

ア 代表者の氏名・住所、事業所の名称・所在地、法人の寄付行為又は定款

イ 講師、カリキュラム、使用する施設、実地研修施設・設備、実地研修施設の責任者等

(3) 業務規程の変更

登録研修機関業務規程変更届出書（様式第 13 号） および改訂後の業務規定を、「研修業務開始前まで」に提出すること。

(4) 業務の休廃止

登録研修機関休廃止届出書（様式第 14 号） を「休廃止する 1ヶ月前まで」に提出

⇒ 休止後の事業再開については、再開届出当の提出なく再開可能であるが、当初の期間を延長して休止する場合には再度休止届出書を提出する必要がある。

⇒ なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが滋賀県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。

(5) 研修実施の届出

研修内容届出書（様式第 15 号） および業務規程 を「各研修の受講者募集を開始する 2週間前まで」に滋賀県に提出する。提出された内容については、受講希望者に対する情報提供のため、滋賀県のホームページに掲載する場合がある。

1 1 その他の留意事項

- (1) 登録研修機関は、登録を受ける前に受講生の募集をすることはできない。
- (2) 募集にあたっては、誇大広告等により不当な期待や不利益を与えることのないよう正確な広告表示に努めること。
- (3) 登録研修機関は、事業実施により知り得た受講者および実地研修対象者等に係る個人情報について、正当な理由なく漏らしてはならない。
- (4) 登録研修機関は、受講者が実地研修等において知り得た個人情報について、漏らさぬよう指導すること。
- (5) 実地研修を行う施設等は、登録研修機関の責任で確保することとし、受講者の実地研修の受け入れが円滑に行われるよう十分な調整を行うこと。
- (6) 登録研修機関は、実地研修の実施にあたりあらかじめ損害賠償責任保険制度に加入しておくなど、十分な安全確保措置をとること。

12 その他

(1) 滋賀県からの命令（社会福祉士法及び介護福祉士法 第十四条、第十五条）

- 適合命令→登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる
- 改善命令→適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる

(2) 登録の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ① 欠格条項（第12号様式の2）のいずれかに該当したとき
- ② 変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき
- ③ 適合命令又は改善命令に違反したとき
- ④ 研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

(3) 登録内容については、ホームページに掲載する。